

○盛岡市森林適正管理事業補助金交付要綱

令和6年5月13日告示第285号

盛岡市森林適正管理事業補助金交付要綱

(目的)

第1 森林の公益的機能の維持及び林業の振興を図るため、森林所有者等が森林適正管理事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 森林所有者等 森林所有者、森林組合及び森林適正管理事業の受託者をいう。

(2) 森林適正管理事業 森林所有者等が実施する次に掲げる事業をいう。

ア 造林及び下刈り等 森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号。以下「県規則」という。）第2条第2項に規定する森林環境保全直接支援事業のうち人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備であって、県規則の規定に基づき、これらの事業に要する経費に対し、当該年度において補助金の交付の決定を受けているものをいう。

イ 林相転換及び樹種転換等 県規則第2条第3項に規定する特定機能回復事業のうち人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、一貫作業及び衛生伐であって、県規則の規定に基づき、これらの事業に要する経費に対し、当該年度において補助金の交付の決定を受けているものをいう。

ウ 花粉発生源植替え 県規則第2条第12項に規定する花粉発生源対策促進事業のうち花粉発生源植替え及び森林作業道整備であって、県規則の規定に基づき、これらの事業に要する経費に対し、当該年度において補助金の交付の決定を受けているものをいう。

エ 間伐材生産及び森林作業道整備等 岩手県木材産業国際競争力強化対策事業補助金交付要綱（平成28年8月23日付け岩手県森整第341号）別表第1に規定する事業のうち間伐材生産（間伐材の生産に係るものに限る。）、路網整備・機能強化（森林作業道整備に係るものに限る。）及び再造林の低コスト化（一貫作業システム、低コスト造林及び下刈りに係るものに限る。）であって、同要綱の規定に基づき、これらの事業に要する経費に対し、補助金の交付決定を受けており、かつ、当該年度において当該事業が完了しているものをいう。

オ 間伐材生産及び低コスト再造林等 岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金交付要綱（平成30年6月18日付け岩手県林振第188号）別表第1に規定する事業のうち間伐材生産（間伐材の生産に係るものに限る。）、路網整備・機能強化（森林作業道整備に係るものに限る。）及び再造林の低コスト化（一貫作業システム、低コスト造林及び下刈りに係るものに限る。）であって、同要綱の規定に基づき、これらの事業に要する経費

に対し、補助金の交付決定を受けており、かつ、当該年度において当該事業が完了しているものをいう。

カ 植栽及び下刈り いわて環境の森整備事業補助金交付要綱別表第1に規定する森林環境再生造林（植栽及び下刈りに係るものに限る。）であって、同要綱の規定に基づき、これらの事業に要する経費に対し、補助金の交付の決定を受けており、かつ、当該年度において当該事業が完了しているものをいう。

（補助金の交付の対象及び補助額等）

第3 第1に規定する経費は、別表第1の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

（補助の実施期限）

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和8年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、当該補助金に係る森林の整備面積とする。

（申請の取下期日）

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類）

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表第2のとおりとする。

別表第1（第3関係）

事業	経費	補助額
造林及び下刈り等	森林所有者等が、造林及び下刈り等を行う場合に要する経費で岩手県知事の定める標準経費に従って算定したもの	当該経費の100分の80に相当する額以内の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）から県規則第3条の規定により交付される金額を除いた額
林相転換及び樹種転換等	森林所有者等が、林相転換及び樹種転換等を行う場合に要する経費で岩手県知事の定める標準経費に従って算定したもの	当該経費の100分の80に相当する額以内の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）から県規則第3条の規定により交付される金額を除いた額
花粉発生源植替え	森林所有者等が、花粉発生源植替えを行う場合に要する経費で岩手県知事の定める標準	当該経費の100分の80に相当する額以内の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）から県規則第3条の規定によ

	経費に従って算定したもの	り交付される金額を除いた額
間伐材生産 及び森林作 業道整備等	森林所有者等が、間伐材生産 及び森林作業道整備等を行う 場合に要する経費	当該経費の 100分の80に相当する額以内の額（ その額に1円未満の端数が生じたときは、これ を切り捨てた額）から岩手県木材産業国際競争 力強化対策事業補助金交付要綱第1の規定によ り交付される金額を除いた額
間伐材生産 及び低コス ト再造林等	森林所有者等が、間伐材生産 及び低コスト再造林等を行う 場合に要する経費	当該経費の 100分の80に相当する額以内の額（ その額に1円未満の端数が生じたときは、これ を切り捨てた額）から岩手県森林・林業・木 材産業グリーン成長総合対策事業費補助金交付 要綱第1の規定により交付される金額を除いた 額
植栽及び下 刈り	森林所有者等が、植栽及び下 刈りを行う場合に要する経費	当該経費の 100分の80に相当する額以内の額（ その額に1円未満の端数が生じたときは、これ を切り捨てた額）からいわて環境の森整備事業 補助金交付要綱第1の規定により交付される金 額を除いた額

別表第2（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	別に定める。
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	別に定める。
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	別に定める。
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	別に定める。